

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する標識の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岡山県新見市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金307,000円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成23年10月25日

(2) 事故発生場所

米子市福万地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道淀江岸本線を和解の相手方所有の小型乗用自動車で行中、強風により倒れてきた沿道の道路規制標識に当たり、同車両が破損したものである。